

## 天草市告示第38号

### 天草市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律認定事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第17条第1項の規定により認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、認定の内容について、あらかじめ関係機関と協議するものとする。

(建築確認申請書等)

第3条 申請者は、法第17条第4項の規定により申出をする場合（法第18条第2項の規定により準用する場合を含む。）は、計画通知申出書（様式第1号）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）正本1通及び副本1通並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第8条に規定する申請書（以下「認定申請書」という。）副本1通を添えて提出するものとする。

2 前項の場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等計画が、建築基準法第6条の3第1項に規定される構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものであるときは、同法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者の構造計算適合判定を受けるものとし、同法第6条の3第7項に規定される適合判定通知書（建築基準法施行規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を含む。）又はその写し（以下「適合判定通知書」という。）を、確認申請書に添えて提出するものとする。

(計画通知)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を受理したときは、特定建築物の建築等の計画通知書（様式第2号）に認定申請書の副本1通及び確認申請書2通を添えて、建築主事に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該通知に係る建築物の計画が、構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築基準法第18条第10項の規定に準じ、適合判定通知書を、確認申請書に添えて提出するものとする。この場合において、適合判定通知書の提出は、建築基準法施行規則第3条の12の規定に準ずるものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第5条 建築主事は、前条で通知された計画通知書における特定建築物の建築等の計画に構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合にあつては、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

(適合通知)

第6条 建築主事は、第4条で通知された計画通知書における特定建築物の建築等の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合すると認めた場合は、その旨を適合通知書(様式第3号)により市長に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該通知に係る建築物の計画が、構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築基準法第18条第12項の規定に準じ、市長から適合判定通知書の提出を受けた場合に限り、前項に定める適合通知書を交付することができる。

(計画認定申請の取下げ)

第7条 申請者は、法第17条第1項(法第18条第2項の規定により準用する場合を含む。

)に規定する認定の申請を取り下げる場合は、取下げ届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された認定申請書又は承認申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(適合するかどうか判断できない旨の通知)

第8条 市長は、建築主事から、申請に係る特定建築物の建築等の計画が法第17条第6項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合は、適合するかどうかを判断することができない旨の通知書(様式第5号)により、申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が法第17条第3項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は建築主事から同条第6項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(前条に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知書のうち、期限内に追加説明書が提出されない場合等により、審査を終了するものに限る。)の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 法第17条第3項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、同項の認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全の計画について、省令第11条に規定する軽

微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第7号）に当該変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

（建築工事完了報告）

第11条 認定建築主等は、特定建築物の建築等の計画に係る特定建築物の建築等を完了したときは、速やかに、工事が完了した旨の報告書（様式第8号）により、市長に報告するものとする。この場合において、認定建築主等は、建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受ける場合は、当該証の写しを添付するものとする。

（完了検査）

第12条 市長は、前条の報告書を受領したときは、認定建築主等が計画に従って建築工事を行われているかを検査するものとする。

（改善命令）

第13条 法第21条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第9号）により行うものとする。

（建築又は維持保全の取りやめ申出）

第14条 認定建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画に基づく特定建築物の建築等又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ旨の申出書（様式第10号）により、市長に申し出るものとする。

（認定の取消し）

第15条 法第22条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消しは、認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 前項の規定により計画の認定を取消された場合は、認定建築主等は、原則として、認定通知書の原本を返却するものとする。

（報告の徴収）

第16条 法第53条第4項の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書（様式第12号）により行うものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

計画通知申出書

年 月 日

天草市長 様

申出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申出者の氏名又は名称 ⑩

下記の建築物に係る特定建築物の建築等の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定により建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を受けたいので、建築基準法施行規則第1条の3第1項に規定する申請書及びその添付図書を添えて申し出ます。

記

- 1 申請に係る特定建築物の位置
- 2 申請に係る特定建築物の概要
  - (1) 用途
  - (2) 構造・階数
  - (3) 延床面積

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

天草市建築主事 様

天草市長 印

特定建築物の建築等の計画通知書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 4 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申出が下記のとおりありましたので、同法第 17 条第 5 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定建築物の建築等の計画を通知します。

記

- 1 申請の受付年月日及び番号
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 3 申請に係る特定建築物の位置
- 4 添付書類 建築確認申請書一式（2 通・3 通）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

天草市長 様

天草市建築主事

印

適合通知書

年 月 日 第 号で通知のありました特定建築物の建築等の計画について、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築基準関係規定に基づき審査した結果を下記のとおり通知します。

記

適 合

様式第4号（第7条関係）

取下げ届出書

年 月 日

天草市長 様

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称 ⑩

下記の特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に係る申請を取り下げたいので、天草市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律認定事務処理要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請に係る特定建築物の位置
- 3 取下げ理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

第 号  
年 月 日

申請者 様

天草市長 印

適合するかどうかを判断することができない旨の通知書

下記の申請による特定建築物の建築等の計画は、建築主事から下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨通知されましたので、これを通知します。

ついては、下記期限までに妥当性についての資料を追加説明書で求めます。

また、期限内に追加説明書が提出されない場合には、審査を完了しますので申し添えます。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、天草市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内）に、天草市（訴訟において天草市を代表する者は天草市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 申請に係る特定建築物の位置

2 申請に係る特定建築物の概要

- (1) 用途
- (2) 構造・階数
- (3) 延床面積

3 理由

4 補正の期限 年 月 日（ ）

様

天草市長

印

認定しない旨の通知書

下記の申請による特定建築物の建築等及び維持保全の計画は、下記の理由により

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項各号に掲げる基準に適合しないと判断したため、

建築主事から建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する建築基準関係規定に適合しない旨若しくは適合するかどうかを決定することができない旨通知されたため、

認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、天草市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内）に、天草市（訴訟において天草市を代表する者は天草市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請の受付年月日及び番号
- 2 申請に係る特定建築物の位置
- 3 理由

様式第7号（第10条関係）

軽微な変更届

年 月 日

天草市長 様

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称 ⑩

下記の認定特定建築物に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画を変更したいので、天草市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律認定事務処理要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定特定建築物の位置
- 3 軽微な変更の内容  
(変更前)  
  
(変更後)
- 4 変更の理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第8号（第11条関係）

工事が完了した旨の報告書

年 月 日

天草市長 様

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称 ㊟

下記の認定特定建築物に係る特定建築物の建築等の計画に係る建築工事が完了したので、天草市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律認定事務処理要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定特定建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第9号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

天草市長

印

### 改善命令書

下記の認定特定建築物について、特定建築物の建築等及び維持保全の計画に従って〔建築等・維持保全〕が行われていないので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条の規定により、改善するよう命じます。

また、改善が認められない場合は、同法第22条の規定に基づき、同法第17条第3項の認定を取り消すことがありますので申し添えます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に、天草市長に対して異議申立てをすることができます。また、この命令を受けた日の翌日から起算して6箇月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内）に、天草市（訴訟において天草市を代表する者は天草市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

### 記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定特定建築物の位置
- 3 改善が必要な事項
- 4 期限

様式第10号（第14条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

天草市長

様

申出者の住所又は

主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

㊞

下記の認定特定建築物に係る特定建築物の建築等又は維持保全を取りやめたいので、天草市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律認定事務処理要綱第14条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定特定建築物の位置
- 3 取りやめる理由

（注意）

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申出者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権限を有さない者は記載する必要はありません。

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

天草市長

印

### 認定取消通知書

下記の認定特定建築物に係る特定建築物の建築等又は維持保全の計画については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 2 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、通知します。

また、同法第 2 0 条第 1 項の規定による表示を行っている場合は、それを取り外してください。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、天草市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内）に、天草市（訴訟において天草市を代表する者は天草市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

### 記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定特定建築物の位置
- 3 理由

様式第12号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

天草市長

印

報告を求める旨の通知書

下記の認定特定建築物に係る特定建築物の建築等又は維持保全の状況について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第4項の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法第63条の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定特定建築物の位置
- 3 報告を求める理由及び内容
- 4 報告の期限